

8月1日から保険証が資格確認書に変わります

医療機関などを受診するときは、新しい資格確認書又はマイナンバーカードの健康保険証をお使いください。資格確認書は7月下旬に普通郵便（転送不要）で送りますので、同封の書類、記載内容をご確認いただき誤りがありましたら福祉健康課保険係までご連絡ください。なお、古い保険証は8月1日以降使えませんので、ご返却いただくか、各自で破棄するなど必ず処分してください。

後期高齢者医療保険

新しい資格確認書は 青色 です

後期高齢者医療資格確認書

有効期限 令和 8年 7月 31日
交付年月日 令和 〇年 〇月 〇日

被保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇

被保険者 氏名 後期 太郎 性別 男

生年月日 昭和 〇年 〇月 〇日

資格取得年月日 令和 〇年 〇月 〇日

負担割合 〇割
発効期日 令和 〇年 〇月 〇日

限度区分 発効期日

長期入院時 発効期日

指定医療機関 発効期日

保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
並びの 〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者の 〇〇〇〇〇〇〇〇
名称及び印 長野県後期高齢者医療広域連合 印

資格確認書の見本

加入する全ての方に有効期限令和8年7月31日の資格確認書を発送します。



▲ クリーム色の封筒で届きます

国民健康保険

新しい資格確認書は 藤色 です

長野県国民健康保険資格確認書

有効期限 令和 8年 7月 31日
発効期日 令和 7年 8月 1日

氏名 〇〇 〇〇 〇〇

生年月日 令和 〇年 〇月 〇日 性別 〇

適用開始年月日 令和 〇年 〇月 〇日

交付年月日 令和 〇年 〇月 〇日

世帯主氏名 〇〇 〇〇 〇〇

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇

保険者番号 20000000 交付者名 〇〇 〇〇 〇〇

▲ 資格確認書の見本 (70歳未満の方)

長野県国民健康保険資格確認書

有効期限 令和 8年 7月 31日
発効期日 令和 7年 8月 1日

負担割合 2割

氏名 〇〇 〇〇 〇〇

生年月日 令和 〇年 〇月 〇日 性別 〇

適用開始年月日 令和 〇年 〇月 〇日

交付年月日 令和 〇年 〇月 〇日

世帯主氏名 〇〇 〇〇 〇〇

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇

保険者番号 20000000 交付者名 〇〇 〇〇 〇〇

▲ 資格確認書の見本 (70歳以上75歳未満の方)

マイナンバーカードと保険証が紐づいている方は、資格情報のお知らせをお送りします。紐づいていない方は、資格確認書をお送りします。

資格情報のお知らせ

389 600

〒380-0935 長野県中野市千手79-5 NCSA長野県庁2階 TEL:026(2)29-5320(F) FAX:026(2)28-1850 http://www.koukikourei-nagano.jp/

おなごの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは不十分です。

記号 〇〇〇〇〇〇 番号 〇〇〇〇〇〇 (投書)

氏名 〇〇 〇〇 〇〇

フリガナ 〇〇 〇〇 〇〇

適用開始年月日 令和 〇年 〇月 〇日

交付年月日 令和 〇年 〇月 〇日

スマートフォンをお持ちの方は、以下のマイナンバーカードのマイナンバーをQRコードで読み取ることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。
—マイナンバーカードへのアクセス方法はこちら—

マイナンバーカードの読み取りができていない場合は、スマートフォンで資格確認書とマイナンバーカードを同時に読み取ることで確認することができます。
(スマートフォンをお持ちでない方は、この文章をマイナンバーカードとともに印刷し、郵送の受付で提出することをお勧めいたします。)

下部を切り取ってご利用いただくことができます。
(この部分のみのみは有効です)

資格情報のお知らせ

令和 〇年 〇月 〇日 発行
交付者: 〇〇 〇〇 〇〇
保険者番号: 20000000

記号 〇〇〇〇〇〇 番号 〇〇〇〇〇〇 (投書)

氏名 〇〇 〇〇 〇〇

受領の際にはマイナンバーカードが必ず必要です

▲ 資格情報のお知らせの見本

限度額適用認定証の更新について

引き続き限度額適用認定証が必要な場合は、8月中に福祉健康課で交付申請手続きを行ってください。

※マイナ保険証を利用している方は更新手続きは不要です。

※国民健康保険税を滞納すると限度額適用認定を受けられない場合があります。

資格確認書・後期高齢者医療保険について

◎問い合わせ先 福祉健康課保険係 ☎82-3111(内線133・134) 直通75-6205



令和7年度 後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民健康保険税 改定のお知らせ

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険加入者の所得が下記の「軽減判定基準所得」に該当する場合、所得額に応じて保険料の軽減が行われます。

今年度の変更点

「5割軽減」および「2割軽減」の判定基準の引き上げ

軽減割合	軽減判定基準所得
7割軽減	『43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下
5割軽減	『43万円+(30万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下
2割軽減	『43万円+(56万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下

※1 給与所得者等の数とは、世帯内の被保険者と世帯主のうち、55万円を超える給与収入を有する方の数と公的年金等の収入が125万円(その方が65歳未満の場合は60万円)を超える方の数(給与所得を有する方を除く)の合計をいいます。

介護保険料

今年度の変更点

介護保険料の所得基準額の変更

介護保険料の算定に用いる所得基準額の変更に伴い、所得段階の第1段階から第5段階の所得基準について、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が「80万円以下」から「80万9千円以下」に引き上げました。

国民健康保険税

国民健康保険税の計算には、下記の各区分ごとにそれぞれの税率を乗じて算出し、「軽減判定用所得額」に該当する場合、所得額に応じて保険税の軽減が行われます。

今年度の変更点1

保険税率の改定

「資産割」が廃止され、「均等割」及び「平等割」の「医療分税率」、「後期高齢者支援金分税率」、「介護分税率」を改定しました。

今年度の変更点2

保険税の課税限度額の改定

「医療分税率」及び「後期高齢者支援金分税率」の課税限度額を改定しました。

今年度の変更点3

軽減判定基準の引き上げ

「5割軽減」および「2割軽減」の判定基準を引き上げました。



7月中旬に
国民健康保険加入世帯に
納税通知書を発送しますので
ご確認ください。

国民健康保険税率	区分	摘要	医療分税率	後期高齢者支援金分税率	介護分税率(40歳から)
	所得割	{前年所得額-基礎控除(43万円)}×税率	6.75%	2.70%	2.40%
	資産割	固定資産税額(土地・家屋)×税率	1.00%	0.50%	0.80%
	均等割	被保険者1人あたり (被保険者が未就学児(6歳以下)の場合)	21,800円 (10,900円)	9,100円 (4,550円)	8,300円 (-)
	平等割	1世帯あたり	21,800円	9,100円	8,200円
		課税限度額	66万円	26万円	17万円

廃止

軽減判定基準

軽減割合	軽減判定用所得額 (世帯主と国保加入者と特定同一世帯所属者の前年の所得金額の合計)
7割軽減	『43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下
5割軽減	『43万円+30万5千円×(世帯の国保加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下
2割軽減	『43万円+56万円×(世帯の国保加入者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)』以下

※1 被保険者のうち、一定の給与所得がある方と公的年金等の支給を受けている方

介護保険・国民健康保険について

◎問い合わせ先 総務課税務係 ☎82-3111(内線143) 直通75-6206